

ります。

第六に、現在の代表取締役社長が死後に持株の全部を長男に譲渡する場合、最大の注意を要します。この場合には、いろいろとやっかいな問題が生じます。

まず、相続人が長男1人であれば、長男が単純承認によって相続する限り、持株の全部は長男に帰属します。しかし、相続人が2人以上になりますと、相続人の中で、相続財産についての分割協議が必要になります（民法907条1項）。この場合、必ずしも、持株の全部が長男に帰属するとはいえないこととなります。ましてや、長男が、相続を放棄（民法939条）したりすると、持株の全部は長男に相続されません。

このため、長男のみに会社を継承させたいならば、持株の全部を長男に相続させる旨を記載した遺言書を用意しておくことが必要です。また、長男以外の相続人が相続する財産を十分に用意しておかないと、他の相続人が遺留分を主張するでしょうから（民法1042条）、持株の全部を長男が承継できないこととなります。

このほか、「会社は、相続によって株式を取得した者に対して、当該株式を会社に売り渡すよう請求できる。」とする定めが定款に設けられている場合、注意が必要となります（174条）。定款にこの定めがあるときは、譲渡制限株式の相続が発生しますと、相続人や被相続人の意思を無視して、会社は、会社の判断によって、相続財産に含まれている持株の全部を会社

に売り渡すことを相続人に対して強制的に求めることができます。会社の判断は、株主総会の特別決議によることとなります（175条1項、309条2項3号）。このとき、会社が売渡しを求めている株式を相続した相続人は議決権を行使できません（175条2項）。したがって、会社が売渡しを求めている株式以外の株式に係る議決権の行使によって株主総会特別決議が行われますから、相続財産である持株の全部を会社に売り渡すよう求める決議が成立するかもしれません。こうなると、持株の全部を長男が承継できないこととなります。